

豊中市 介護保険料 * * * 減免基準一覧 * * *

条例規則	減免理由	被保険者本人・主たる生計維持者の 住民税課税状況の要件	世帯収入の基準額	収入見込額から 控除できる費用	減免割合	必要書類 (コピー可)	留意事項
条例 第12条 第1号	災害(震災、風水害、火災、その他これらに類する災害)により、被保険者又は主たる生計維持者が、住宅・家財・その他の財産に著しい損害を受けたとき	—	—	—	・損害の程度が5割以上 ： 免除 ・損害の程度が3割以上 5割未満： 5割	・罹災証明 (官公庁が発行するもの)	・減免期間は、事実発生日から1年 ・年度をまたぐ場合は再申請が必要
条例 第12条 第2号	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、 ①死亡 ②心身に重大な障害 ③長期間入院 した事により、世帯の収入が著しく減少したとき		—	・教育費(学費・給食費) ・家賃 ・入院に要する費用		・減免理由欄①～③が分かる書類 ①死亡診断書等 ②身体障害者手帳等 ③医療機関が発行した領収書等 ・世帯員全員の当該年中の収入が見込める書類 ・控除できる費用が見込める書類	・心身に重大な障害とは ①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③規則第17条第2号イに定める難病とする ・長期間入院とは90日以上とする
条例 第12条 第3号	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、 ①事業等の休廃止 ②事業上の著しい損失 ③失業等 により、著しく減少したとき						・減免理由欄①～③が分かる書類 ①休業届・廃業届等 ②事業上の著しい損失が確認できる書類 ③離職票・退職証明書等 ・世帯員全員の当該年中の収入が見込める書類 ・控除できる費用が見込める書類
条例 第12条 第4号 規則 第18条 第2号 ア	被保険者本人が下記いずれかの手帳を所持している ①身体障害者手帳 1～4級 ②療育手帳 A または B1 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 または 2級	被保険者本人が 住民税非課税	世帯員全員の当該年中の収入見込額の合計が360万円以下	—	基準額の25% 月： 1, 749円 年：20, 988円	・減免理由欄①～③の手帳 ・世帯員全員の当該年中の収入が見込める書類	—
条例 第12条 第4号 規則 第18条 第2号 イ	被保険者本人が下記いずれかの証明書等を所持している ①特定医療費(指定難病)受給者証 ②特定疾患医療受給者証 ③指定疾患医療援助金 給付承認通知書 ④先天性血液凝固因子障害等 医療受給者証					・減免理由欄①～④の受給者証等 ・世帯員全員の当該年中の収入が見込める書類	—
条例 第12条 第4号 規則 第18条 第2号 ウ	やむを得ない事情による臨時の出費又は生活困窮により保険料の納付が特に困難である					①被保険者本人が 住民税非課税 かつ ②主たる生計維持者が 住民税非課税	世帯員全員の当該年中の収入見込額の合計が下記以下 1人世帯： 96万円 2人世帯：146万円 3人世帯：196万円 4人世帯：246万円 以降、1人増毎50万円を加算